

議案第6号

加西市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

加西市立図書館設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年2月29日提出

加西市長 西村 和 平

## 加西市立図書館設置条例の一部を改正する条例

加西市立図書館設置条例（昭和 45 年加西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「組織する。」を「組織し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、図書館法の一部改正が行われ、図書館協議会の委員の委嘱・任命の基準を条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行うもの